

選挙コンシェルジュ鹿児島設置規約

(設置の目的)

第1条 鹿児島市選挙区内で執り行われる選挙について、若い世代の人たちの選挙への関心を高め、投票率の向上につなげることを目的として、若者（学生）による効果的な選挙啓発を行う選挙コンシェルジュ鹿児島を設置する。

(活動内容)

第2条 選挙コンシェルジュ鹿児島は、前条の目的を達成するため、政治的に中立な立場から次の活動を行う。

- (1) 大学の期日前投票所の利用促進に関する企画を行うこと。
- (2) 若年層に対する啓発企画及び実行をすること。
- (3) 投票マナーの啓発を行うこと。
- (4) 鹿児島市選挙管理委員会（以下「市選挙管理委員会」という）が行う常時啓発活動の補助を行うこと。
- (5) その他目的達成に必要な事項について活動すること。

(選任)

第3条 選挙コンシェルジュ鹿児島の従事者（以下「選挙コンシェルジュ」という）は、市選挙管理委員会にあらかじめ登録を行った若者（学生）を選任する。

(任期)

第4条 選挙コンシェルジュの任期は、市選挙管理委員会が指定した期間とする。

(機密保持)

第5条 選挙コンシェルジュは、第2条における活動において知り得た情報を就任中はもとより退任後も他人に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(事務局)

第6条 選挙コンシェルジュに関する事務局は、市選挙管理委員会事務局内に置く。

(報酬等)

第7条 選挙コンシェルジュの活動については、原則無報酬とするが、特に必要な費用については、市選挙管理委員会事務局にて負担する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、選挙コンシェルジュの活動に関し、必要な事項は市選挙管理委員会の定めるところによる。

付 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。